



# 事務所だより

Vol.41

WINTER  
2016

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN·ORIXビル6階

編集・発行：山口法律会計事務所

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096  
URL <http://yamaguchi-law.jp> E-mail office @ yamaguchi-law.jp (2016年1月1日発行)



二〇一六年 一月一日

	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士
山口健一	山崎真行	山口昌之	東尚吾	藤原智絵	枝川直美	山口裕之
						税理士

事務局一同

## 新年あけまして

### おめでとうございます

昨年は、この国の行く末を案じさせる出来事が次々に起こりました。

あれほど多くの国民が反対した安保関連法案の強行採決。福島原発解決のめどが全くない中で原発再稼働。沖縄県民の意思を全く無視した辺野古基地の工事再開。アベノミクスでますます拡大する経済格差が生み出す貧困。

世界に目を向けると、シリアでの空爆、パリでのテロ。大量の難民。

しかし、一方で、シルズをはじめとする多くの若者たちの民主主義を守る行動は、この国の未来に大きな期待を抱かせるものです。

世界の平和を願う人たちと連帯して、平和で豊かな夢を持つ国を作ること、私たちひとりひとりに課せられた義務です。

当事務所も新体制でスタートして早一年が経ちました。皆さまにお一層ご満足いただけるサービスをご提供できる一年になりますよう努めてまいります。

#### 日本国憲法 前文

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

# 「相続」について考えたことがありますか。

弁護士 山口健一  
税理士 山口裕之

## 1. はじめに

最近、私たちの事務所でも、相続についての相談が増えています。

◇遺言を作成したいが、どうしたらいいのかわからないのか

◇残された子供たちが、もめないようにしたいが、どんな方法があるのか

◇もし私が死んだら、税金はどれくらいかかるのだろうか

◇今のうちに相続税ができるだけかからないようにやっておきたいが、その方法にはどんなものがあるのか

◇長男に全部を引き継いで、家業を守りたいが、どうしたらいいのかわからないのか  
◇賃貸用のマンションを個人で所有しているが、会社を作ったことに移すことになるのか

等々、自分が死んだ後の心配はつきません。

こんな時、私たちの事務所では、多くの場合、所属の弁護士と税理士が同席して相談を受けるシステムを確立しています。

## 2. もめないためしておくこと

法律上は、相続分が決まっていますので、法律通りに分ければなにももめることはないはずですが。しかし現実にはなかなかそうはいきません。

生前に兄は援助を受けていたとか、土地をもらったとか、相続人ではない嫁や、婿が、相続人を差し置いて、取り分を主張するとか、紛争の芽はどこにでもあります。

こんな時、いちばんいいのは、元気なうちに、相続について、子供たちと十分な話し合いをしておくことです。

さらに、その結果をもとに、遺言書を作成しておくことです。

生前に十分な話し合いをしても、

その結果を、遺言書にしておかないと、話し合いの結果どおりに相続が行われる保障が全くないのです。

遺言書を作成する際に重要なことは、すべての財産を相続人の一人に相続させるような遺言書を作ると、相続の際に「遺留分」を主張されることがあることです。

遺留分とは、遺言書を書いて、例えば一人の相続人にすべて相続させると書いても、遺言書の上では取り分がないとされた相続人でも、法律で決められた相続分（法定相続分といいますが）の半分は、相続することができますという権利です。

## 3. 遺言書の作り方

遺言書には、公証人が作成する公正証書遺言と、自分ですべてを書く自筆証書遺言があります。

相続後の争いを防ぐためにいちばんいいのは公正証書遺言です。公証人が作成し、証人二人が立ち会うという形式で作られます。

自筆証書遺言は、すべての文章を遺言者が自分の手で書いて、日付を入れ、印鑑（認め印でいい）を押すという方法で作成します。すべてが



直筆でなければならず、代筆やワープロ、印刷では無効です。

費用はかからないのですが、紛失したり、本人が書いたものかどうか争われたり、認知症になって遺言能力がなかったのではと、争われたりすることがあります。

## 4. 相続と税金は

相続と税金は、いつもついてまわります。

昨年からは、相続税の基礎控除額が引き下げられ、3000万円＋相続人一人あたり600万円になりました。

その結果、相続人が二人だと、3000万円＋600万円×2の合計額4200万円以上の財産があると、相続税が発生します。

### 5. 相続税の節税対策に

どんな方法がありますか

相続開始前（死ぬまで）にできることと、相続開始後にできることを分けて説明します。

#### ① 生前の節税方法（生前贈与）

##### i 贈与税の非課税枠を利用した贈与

贈与税の非課税枠は、年間110万円です。この110万円の非課税枠を利用して、長期間にわたって贈与していけば効果的に相続財産を減らすことができます。ただし、相続人に対する生前贈与のうち、亡くなる前の3年間に行った贈与財産は相

続財産に取り込まれ、相続財産として再計算されます。亡くなる直前の相続税対策を防ぐことが目的です。

なお、相続人でない孫などに対する生前贈与は、相続税の再計算には含まれませんので、相続開始直前の対策としては有効です。

##### ii 住宅取得資金の贈与

父母や、祖父母などから、子や孫に、自己の居住用不動産を新築するため、又は購入などのための金銭を贈与した場合、一定の要件を満たせば、贈与税はかかりません。

なお、この住宅取得資金の贈与について、非課税となる金額は平成28

年中の取得であれば、省エネ住宅で1200万円、省エネ住宅以外で、700万円となります。

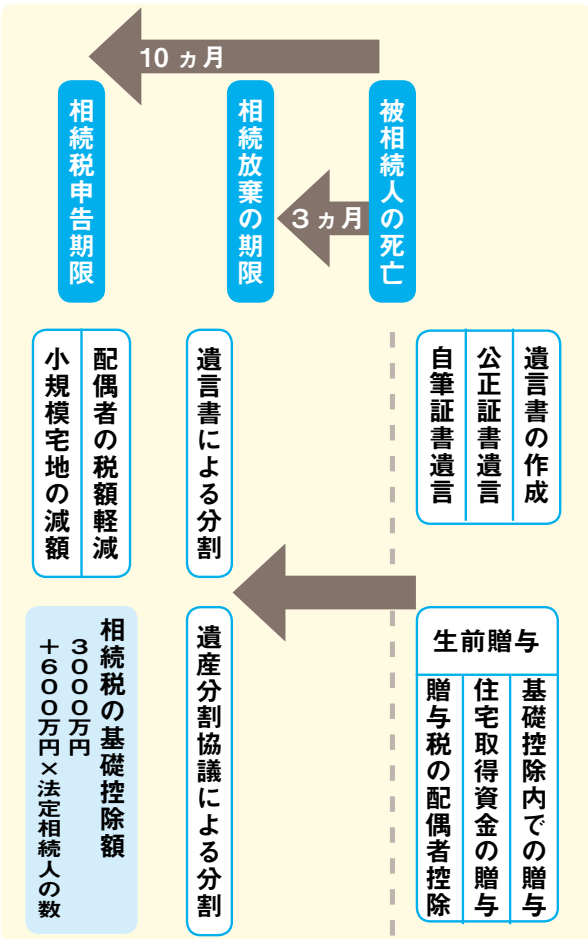
##### iii 贈与税の配偶者控除

婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産や、居住用不動産を購入するための金銭の贈与を行った場合、贈与税の課税価格から最大で2000万円が控除されます。つまり、贈与税の基礎控除額の110万円と合わせて2110万円までは贈与税はかかりません。

それには、①婚姻期間が20年以上である夫婦間での贈与であること。②贈与により取得した財産が、自己で住むための住居、またはそのための不動産を取得するための金銭であること等が必要です。

#### ② 相続開始後の節税方法

遺産分割協議にあたり、検討すべき点  
相続税の申告期限は、相続開始から10ヵ月以内となっていますが、この期間内に遺産分割協議が整わない場合には、相続税の計算にあたり、  
①配偶者の税額軽減や、②小規模宅地の特例といった規定の適用を受けることができず、いったん多額の相続税を納めないといけないこととな



ります。ただし、遺産分割協議がまとまれば、特例を受けて再計算をし、差額の相続税は返金されることとなります。

配偶者の税額軽減とは、被相続人の配偶者が財産を相続した場合に、配偶者の法定相続分（その額が1億6000万円未満のときは1億6000万円）と、配偶者が実際に相続した額のいずれか低い金額が相続税から控除される規定です。

小規模宅地の特例とは、被相続人が事業をしていた土地や、居住していた土地を、相続人が相続し、事業を引き継ぐ場合や、居住を継続する場合など要件を満たす場合に、土地の評価額を減額することができる規定です。

### 6. 終わりに

このように、相続にあたっては、生前からの十分な対策、相続後の遺産分割方法、相続税の節税策等々、専門家の意見を聞いて対策を考えることが不可欠です。

ぜひ、弁護士と税理士と同席で相談できる私たちの事務所にお気軽にご相談ください。



# アスベスト被害と向き合ってVOL. 2

## 建設アスベスト訴訟は今

弁護士 藤原智絵

### 1. 建設アスベスト被害とは

国内最大のアスベスト被害が発生している現場、それは建設現場です。わが国では、昭和20年代から石綿建材の開発が進められ、昭和40年代の住宅建設増大とともに、吹付材や石綿スレートボードなどが普及しました。その背景には、国が石綿建材を建築基準法の耐火構造として認定し、使用を推進した経緯があります。実に1000万トンを超える輸入石綿の約8割が、建材に使用されてき



ました。

建設現場では、建材を切断する、穴を開ける、研磨といった作業が日常的に行われ、建設労働者は、こうした加工作业の中で石綿粉じんを無意識的に吸い込みます。かつて建設現場ではマスクを使用することなどなく、タオルを口に巻く程度しかなく、されていませんでした。

職人として何十年も働いた末に、過去に吸い込んだ石綿粉じんが原因で、石綿肺、中皮腫、肺がんを発症する人が後を絶ちません。石綿を建材に使用することが禁止されたのは、平成16年。まさに建設アスベスト被害は、現在進行形の被害なのです。

### 2 全国で展開される 建設アスベスト訴訟

大阪では、石綿関連疾患を発症した建設作業員とその遺族を原告とし

て、平成23年7月、国と建材メーカーを相手とする損害賠償請求訴訟を提訴しました。

国には、建設労働者の石綿粉じん曝露を防止する規制を怠ったことについて国家賠償責任を問い、建材メーカーには、人体に有害な石綿建材を製造販売したことについて不法行為責任を問う裁判です。

この建設アスベスト訴訟は、全国6箇所で開催されており、すでに東京と九州では、防じんマスクの着用を義務付けなかった国の責任を認める判決が出ています。

### 3 立ちほだかる壁

しかし、これまでいずれの判決でも、建材メーカーの責任は認められていません。その理由は、因果関係立証の難しさにあります。

建設労働者は、長年にわたり多数の現場で作業を行うため、扱った建材を逐一特定することができません。また、建設現場では複数の職種が同時並行して作業を行うため、必ずしも自分の手元作業からの粉じんだけを吸い込むわけではありませぬ。そのため、各原告がどの建材の

石綿粉じんを吸い込んだかが不明であり、建材メーカーの製造販売行為と、各原告の病気発症との間の因果関係を立証することが非常に困難なのです。

大阪訴訟では4年にわたる裁判の中で、各原告の病気発症に主要な原因となったと考えられる建材とそのメーカーを特定し、特にシェア上位の企業の責任を明確にする主張をしてきました。この主張をもとに、裁判所が、企業の責任をどう判断するのか、注目が集まっています。

### 4 まもなく判決の時

大阪訴訟は、昨年5月26日に結審し、今年1月22日に地裁判決が言い渡されます。また、時をおかず1月29日には、京都地裁でも建設アスベスト京都訴訟の判決が言い渡されます。

今こそ、国と建材メーカーの責任を明らかにし、将来発生しうる被害も含め、すべての建設労働者の命と健康を守る司法判断が必要です。みなさまの裁判へのご支援とご協力をお願いいたします。

# 空家をめぐると法律問題と対応

弁護士 東 尚吾

## 空家(空き家)の問題

「実家が亡き祖父の名義のままとなっていて土地や家屋が手つかずのままになっている。」

「隣の家に人が住んでいる気配もなく庭の草も伸び放題で物騒だ。」

最近、空家問題がよく取り上げられます。手つかずとなってしまう土地や家屋は、いずれは老朽化が進み、近隣への被害その他周辺環境への影響もおこしかねません。倒壊の危険のある場合には緊急の対応が必要となることもあります。

## 空家が生まれる背景

空家が生まれるのは、例えば、家屋の名義人が行方不明となっている場合、家屋の名義人はすでに亡くなっており、だれが相続人も分からない場合などがあります。また、家屋の権利者内部の問題として、相

続人は判明しているが相続問題が決着つかずだれも管理を引き受けない場合などもありさまざまです。

このように、相続問題や不動産の権利関係の問題など法的な課題がその背景にあることが多い点が特徴です。

## 空家対策特別措置法の施行

国や自治体も空家解消を促進するための施策を進めています。そして、平成26年11月には空家対策特別措置法(空家等対策の推進に関する特別措置法)が成立しました(平成27年5月26日完全施行)。倒壊の危険のある空家については行政が代わりに収去する(代執行)例もみられ、最近では、神奈川県横須賀市や大分県別府市での解体撤去が報道されています。

また、現在、住宅用地の固定資産税については、課税標準を減額する

特例措置が設けられていますが〔6分の1(200㎡以下の部分の敷地、小規模住宅用地)又は3分の1(一般住宅用地)〕、特定の空家に関し、法に基づく市町村長の勧告を受けても所有者等が措置を講じない場合、その空家の敷地はこの特例措置の対象から除外されることになりました(地方税法の改正)。

## 法的な課題への対応

空家を巡ってさまざまな法的な課題が生じます。上述のとおり、相続

の問題がその背景にある場合には、相続関係を整理し、関係人との協議が必要となります。また、家屋が近隣へ現実に迷惑を及ぼしている場合には、その対応を検討しなければなりません。また、家屋を適切に管理したくても、そのような資力ががない等の事情で、進められない場合なども考えられます。

空家の背景にある、そのような課題について、弁護士が解決をお手伝いする場合もよくありますので、もし、ご不安を抱えている方がおられましたら、ぜひご相談下さい。



老朽化する空家



売物件の貼紙がある空家

# 刑事弁護人としての活動

弁護士 枝川直美

## 1. はじめに

今年の3月から10月まで、窃盗、詐欺等の刑事事件の弁護人として活動しました。逮捕当初の被疑事実に加え、複数の事件で起訴されたため、逮捕から判決の言い渡しまで約7ヵ月を要しました。

刑事弁護というと、「悪いことをした人を擁護する」ように捉えられていることが多くありますが、そうではありません。適正な刑事手続き実現のためには、被疑者、被告人の立場から国家権力と対峙する刑事弁護人の活動が必要です。一方的に罪を犯した者として、国家権力に逮捕勾留され起訴される者の立場に立ち、その言い分を主張することにより、初めて適正な刑事手続が実現するので

## 2. 逮捕は突然に…

私は、国選弁護人として、逮捕の

2日後（勾留時）に、本件を受任しました。

当然のことながら、逮捕される者にとって、逮捕は突然です。私が担当した方も、外出中に警察官に発見され、逮捕されました。

逮捕により身体拘束されると、突然社会から断絶されます。本件では、接見禁止決定といい、弁護人以外と面会できないという決定が付されていました。この場合、身体拘束されている者にとって、直接話ができるのは弁護人だけ、つまり「社会との窓口」は弁護人しかいません。そのため、家族への連絡を行い、現在の状況を伝えたり、家族に身の回りの物の差入れをお願いすることは、弁護人の重要な役割です。

こういったことを通じて、逮捕時にパニックになっていた方も、徐々に冷静さを取り戻し、落ち着いて今後の取調べ等を受けることができるのです。

## 3. 適正な捜査が行われているか

本件では、被疑事実の一部を否認していました。共犯者がいる事件だったので、どこまで事件に関わったかという点で、共犯者の言い分と食い違いが生じており、そこが争点でした。

否認事件の場合、捜査機関の事件に対する捉え方と、取調べを受ける被疑者の言い分に食い違いが生じているため、取調べは厳しくなる傾向にあります。捜査機関の捜査が適法に行われているか、また遅滞なく捜査が行われているかチェックするため、頻繁に接見を行い、被疑者から取調べの状況を聞き取ります。そのために、今日ほどんな取調べを受けたかということを記録する「被疑者ノート」を渡し、取調べの状況を記録してもらい、接見時にそれを見ながら話をしてもらっています。

逮捕勾留されている者にとって、勾留生活が長引くと、精神的負担もさらに大きくなります。精神的な負

担が大きくなると、取調べに対しても投げやりになり、警察官の作成した調書に安易に署名捺印してしまい、裁判でそれが有罪の証拠として利用されることになりかねません。そういったことを防ぐために、迅速に捜査がなされているか捜査状況の確認を行い、検察官に対して捜査を迅速に行うよう要請します。

また、私が担当した方は、持病を持っており、長引く留置場生活の中で体調を崩していました。そういった意味でも迅速に捜査がなされるように捜査機関に要請し、また警察署の留置係に病院へ連れて行くよう求めました。





#### 4. 刑事弁護をする上で大切にしていること

私が、身体拘束された者の精神的負担を軽減したいと繰り返し述べたのは、きちんと自分の言い分を述べる、裁判所にそれを踏まえて判断をしてもらおう、そういったことが罪を認めている場合であれ、否認している場合であれ重要であると考えているからです。なぜなら、それがなければ、裁判所で出された判決に納得することもできませんし、有罪とされた場合にそれを受け入れ、更生を

することも難しいと考えるからです。

本件では、否認していた部分についても、有罪と判断され、被告人の言い分が認められませんでした。ただし、被告人は事件を主導したわけではないという点が考慮され、判決では求刑よりも短い刑が言い渡されました。そのため、被告人自身も納得して、判決を受け入れることができました。被告人が判決を受け入れることができたという意味で、私がやった活動は無駄ではなかったと感じています。

### ブラック企業をなくそう

#### マタハラで感謝料支払い—ある事件から

弁護士 齊藤真行

#### 「マタハラ」とは

マタニティー・ハラスメントとは、妊娠や出産を理由に、女性に対して職場で嫌がらせや不当な待遇をすることです。男女雇用機会均等法の第9条では、「婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」が

定められています。

#### ある事件

##### —妊娠を報告した途端—

AさんはB社に勤めていました。B社は、従業員ひとけたのこじんまりした会社でした。

Aさんが古参の同僚(女性)に妊

娠を告げたところ、その同僚から

「うちは、小さな職場だから、休まれるのは迷惑だ」と面と向かって言われました。その後、なんと、社長から呼び出されて「妊娠中のAさんを周りがサポートするのは大変だ。周囲にとっては迷惑な話だ」と言われ、会社を辞めるように言われました。社長が古参の同僚の意向を受けて、Aさんに退職を勧奨したことは明らかです。

その後、社長から繰り返し「妊娠したAさんがいると周りが気を遣う」とか「産休で休まれたら周りが迷惑だ」と言われ、退職を迫られました。これはマタハラ以外の何ものでもありません。

#### マタハラに対して、感謝料請求

会社は、どうしても退職に応じないAさんの産休、育休を認めざるを得ませんでした。出産後に復職を申し出たAさんを自宅待機にした上に、出産1年を過ぎた直後に、Aさんの仕事ぶりが悪かった、という理由で解雇を通告しました。

納得できなかったAさんは、解雇無効の裁判を起こしましたが、同時

にこの裁判ではマタハラを受けたことに対する感謝料請求も付け加えませんでした。

#### 感謝料請求が認められる(判決)

裁判所は、解雇を無効だとしてうえで、会社の退職強要は「原告に、妊娠や育児により周囲に迷惑をかける」と告げて萎縮させ、退職を決意させようとするもの」だったとして、男女雇用機会均等法や、育児介護休業法の趣旨に違反して違法だとして、会社に感謝料の支払いを命じました。

#### マタハラを無くそう

女性が安心して働き、出産、子育てができることが、女性の社会進出や、生活と労働の両立にとって大事です。また少子化の解決にもつながります。経営者や同僚の理解が求められます。



# 未来の法曹へ

弁護士 山口昌之

先日、私の母校の高校へ、進路ガイダンスの一環として、弁護士の仕事についての講演をさせていただきました。講演のタイトルは、「弁護士の仕事とその魅力―なぜ犯罪者を弁護するのか―」というものでした。

近時、弁護士という職業を志望する人が年々減少しています。いろいろな要因があると言われており、弁護士になるまでにお金がかかり過ぎる、なったとしても就職が難しい、弁護士の数が増えているために仕事に相対的に少なくなることから、十分な収入が得られない、などがあります。加えて、弁護士という職業自体の魅力が本当にあるのか、という根本的な点についての疑問も要因の一つのようです。

私がまだ学生の頃は、社会のさまざまな分野で弁護士が活躍していて、とても魅力的な職業に見えまし

た。その時に描いた私にとつての理想の弁護士像は、約10年間経った今でも、基本的には変わりません。

しかし、現在では弁護士に対する否定的な情報が多く、若い方々にとつてそれほど魅力のある職業とは捉えられていないように思います。そこで、私は機会があれば積極的に学生（小学校から高校まで）に対し、弁護士の魅力について話をするようにしています。

先日の講演では、あまりイメージが湧かない弁護士の一日の流れを説明した上で、私が過去に経験した刑事事件を題材にして、なぜ犯罪を犯した人（えん罪ではないこと）が前提を弁護するのか、ということについて話をしました。

常習的に犯罪を犯してしまう人に対し、どのような方法をとれば再犯を防ぐことができるのか、周りから見捨てられて自暴自棄になって犯罪

を犯す人に対し、何をすれば人に対する信頼の心を取り戻すことができるのか、ということをも、具体的な事例を元に話をしました。

その上で、「弁護人の役割は、被疑者被告人の人權を守り、被害者にできるだけの誠意を尽くし、本人が二度と犯罪を犯すことなく更生し、再び社会の一員として人生を歩むことができるよう助力をすることである。そして、もし再犯が減少すれば、将来の犯罪被害者を少なくすることにつながる、結果的に社会のためにもなる。つまり、弁護人は、被疑者

被告人のため、そして社会のために活動している。」と、刑事事件における私なりの魅力についてお話ししました。

最初は犯罪者に本当に弁護士が必要なのかと思っていたであろう学生の方々も、講演の最後には、とても興味深く話を聞いてくれました。

今後も、弁護士が魅力的な職業であるということを、未来の法曹となる若い方々に少しでも伝えていきたいと思っています。







運動会のリレーで右ふくらはぎの肉離れになってしまい、しばらく松葉杖状態が続きました。駅のエレベーターを探すのはほんとに大変でした。

弁護士 山口健一

### アスリートになりたい

自分の足で歩けることのがりがたさ、そして健康がいかに大切かを思い知らされました。

体を鍛え、激務に耐える体づくりが課題です。

そのために、しばらく遠ざかっているスキー、年に数回しか動かないロードバイク、

最近サボっている朝のラジオ体操、ジムでの水泳もがんばりたいと決意を新たにしています。  
「健全なる精神は健全なる身体に宿る」。



### 「夢」のないはなし

弁護士 齊藤真行

現代の若者は、学生時代は「ブラックバイト」。卒業を控えて「就活戦争」。就職しても正社員は「企業戦士」、そうでなければ「非正規の身分」。最悪は「ブラック企業」。夢を持ってと言っても、なかなか難しい。

日本が中東やあちこちの戦争に加われれば、いざれ兵隊さんとして人を殺しに行く。そうなれば日本の国土も危険に。それこそ「悪夢」。  
新年から「夢」のないはなしですみません。



### 痛っ。

弁護士 東 尚吾

「我が生涯に一片の悔い無し！」と人生を振り返ることができれば、そんな幸せなことではありません。

という大きな話をしながら、私の日常のことで言いますと、最近、じっと座ってデスクワークなどをしてしていると右臀部の筋肉が痛み始めます。この痛みが早く取れてほしいと思っています。体がな

### 猫の…夢

弁護士 山口昌之

を探して、ぐっすり寝ながら満足そうな顔をしていると、さぞかし良い夢を見てるんだろうなと想像します。

大人になるにつれて、良い夢を見ることは少なくなりましたが、今年は私も良い夢をみたいな…と。

我が家には、2匹のオス猫がいます。1歳5か月のトラ次郎（アメリカンカール）と、5か月の獅子丸（アビシニアン）です。1歳離れています。一緒に遊ぶ、一緒に悪さをし、時には激しくけんかをしたりと、にぎやかではありませんが、いい兄弟です。  
猫は人の約2倍寝ると言われており、とにかくよく寝ます。真っ昼間から暖かい場所



# 道は見えねど

弁護士 藤原智絵

「面白いねえ、実に。オレの人生は。だって、道がないんだ。だからぼくは、本職は人間だと答えてやるんだ」私の尊敬する画家の一人、岡本太郎の言葉です。

法律家になることを目指し、がむしゃらに走った20代。その門をくぐって5年。いつしか自分の前には、形のある道はなくなりました。

どんなふうに生きていくのか、日々の雑事に追われながら、それでも常に頭をよぎる命題と、将来へのそこはかかない不安。

でも、道がない、だからこそ面白い。  
柔軟な心と頭で、「生きる」を楽しむ。それが私の今の夢です。



「尊敬する画家、ダリの前で」



# 娘たちの成長を 楽しみながら 私自身も成長したい

弁護士 枝川直美

第二子となる女の子を出産し、娘が二人になりました。それぞれの成長が楽しみなのはもちろんのこと、娘二人が仲良く育ってくればと願っています。

# ワーク・ライフ・ バランス

税理士 山口裕之

ワーク・ライフ・バランスの国民が果たすべき役割として、仕事と生活の調和憲章に「国民の一人ひとりが、自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす」と記載されています。

これまでは、いくらでも時

ています。

私自身、三姉妹の真ん中で育ちました。受験勉強でつらい時、一人暮らしでなんとなく話し相手がほしい時、いろんな時に助けられた存在です。今も、近くに住む妹に、娘の保育所へのお迎えをお願いすることもあります。さまざまな姉妹の形があると思いますが、何かの時には助け合える姉妹であってほしい。

そして娘たちの成長を見守りながら、私自身も弁護士5年目を迎え、さらに成長できるように努力したいと思っています。

間があり、ダラダラと仕事ができていきましたが、メリハリがない日々を過ごしていくのではなく、仕事と私生活の相乗効果を高めるような考え方で、実践していければと思っています。



カエル! ジャパン  
Change! JPN

# 夢はネコ!

事務局 塚本美幸

孫1(小5)の夢はサッカー選手からマラソンランナーに変わりました。孫2(小1)



「せめて、猫に埋もれて」

の夢はおまわりさんになって交通整理をすること。そして孫2がワクワクしながら聞きます。

アーちゃん(私)の夢は何?。「猫!」。孫2が聞きます。猫になりたいの?そう、できれば猫になって周囲の雑音に惑わされず、悠々と暮らしたいのです。人生の半分以上を誰かのために一生懸命生きてきたので、今年1年は、自分をヨシヨシして過ごしたいなあと思います。

# 申年です

事務局 北野佳名子

子どもの頃は、大きくなったら〜戸など、夢のお話を友達とワクワクしていたように思うけど、大人になると、夢のお話することもすつかりなくなりました。

でっかい夢でなくてもいいので、いろんなことに夢をもって生活することができたら、素敵ですよ。



今年は、申年です。毎日がウキウキすることできるような夢をみつけて、一日一日を大切に過ごしたいと思っています。



# だって「夢」だから

事務局 近藤裕子

真面目に生きていても報われない、世の中理不尽なことだらけ。どうするか。

例えば真面目に「努力」して昇りつめ、社会的地位を得れば何かを変えることができるのか。否。努力なんかしたって上には上がれないし、仮に表の社会で「昇りつめた」と思ったとしても何も変えられない。どうするか。

## 二つの夢

事務局 澤田智子

新しい年の始めにあたって大きくは二つの夢があります。ひとつは、初めての誕生日（1月1日）を迎えた子どものごことです。今は外出する時、ベビーカーやチャイルドシートを嫌がってムズガリ、ひと苦労していますが、早く歩き出し手をつないで家族そろって旅行に出かけたいです。

ふたつめは、自分自身の時

そうだ、裏社会で昇りつめよう。そう、「タックスヘイヴン」と戦って、現代の五右衛門になろう。

そんな夢があっても良いと思うんです。だって「夢」だから。



「今年はずるーく生きてみようと思います」

間を見つけることです。日々の生活に追われ精いっぱい毎日ですが、今年は段取りよく家事と育児をこなし、少しでもいいので、自分を見つめる時間を持ちたいです。そして、気持ちに余裕を持って仕事に臨んでいければと思います。



# あなたの職業は

事務局 吉田光範

昨年の10月、岡山で開催された日弁連弁護士業務改革シンポジウムで、法律事務職員の業務について議論がされ、研修の義務化や事務職員への名称（日弁連認定 弁護士補助職など）付与等の提言がなされた。

法律事務所の事務職員は、裁判所の書記官や検察庁の事務官と同じように市民の権利や財産に関する重要な事務を扱う業務なのに、これまで業務に対する客観的評価もなく社会的地位も低いままだった。例えば一般的に法律事務



第19回 日弁連業務改革シンポジウム

職員という職業はなく、「会社社員」なのか「サービス業」なのか悩むところだった。それがここ数年の間に、こうしたシンポジウムで事務職員の有用性が議論され、日弁連主催の研修や試験が行われるようになり、名称付与の提言もされるようになってきた。しかし、まだまだ道半ばは、いつの日か、あなたの職業はと聞かれたとき、自信と誇りを持って答えられる日が1日も早く来るために力を尽くしたい。

## 「出ばな小手」

事務局 富田宏史

ときどき、夢の中で剣道の試合をしていることがあります。夢の中の自分は、試合勘も



「ペンギンにも夢を」

鈍っておらず、思った以上に動くことができ、相手の動きに対する反応も素晴らしく、みごと「出ばな小手」や「逆胴」を決めているシーンが再生されています（快感）。

しかし、だんだん「あれっ!」「ブランク期間長いにおかしいな？」と夢の中でも考えるようになり、夢の中で「あゝ夢かあ」となって眠りが浅くなります（現実）。現実には引き戻されると、ちよつと複雑な気持ちになったり、あれやこれやと考えることもありすが、また「うれしくなる夢」を冀うには、心にもビタミンと健康が必要です。

これからも、皆さまの仕事や日々の生活、人生の展望に「夢」を持てるお手伝いができよう、スキルアップなどに努めていきたいと思えます。

「一富士・二鷹・三なすび」  
（これまた難し／本当に見られるの!）





江戸時代、天神橋、天満橋とともに浪速三大橋とよばれた難波橋は、大阪の八百八橋を代表する長大橋であった。当時大川の川幅は現在より広く、また中之島の東端が難波橋の下流部にあつたため、二百メートルを超える木橋として堺筋の西側の筋に架けられていた。

反りのあつた難波橋からの眺望は、特に優れ、周辺の十六橋や遠くの方々を眺めることができ、橋の上は花火見

シリーズ  
なにわの散歩道 (その1)

難波橋



物や夕涼みなどの一等棧敷となり、上方文化を育む絶好の行楽地としてにぎわっていた。

木橋であつたころは大川の洪水により幾度となく被害を受けたが、明治九年（一八七六）架け替えの際北側部分が鉄筋化され、近代橋梁のあけほのとなつた。

大正四年（一九一五）市電事業により堺筋に設置されるに伴い、構造は重厚なアーチ式となり、市章を組み込んだ高欄華麗な照明灯、精巧な彫刻の橋塔などの意匠が施された。橋詰めの四箇所には堂々としたライオン像が設置されたことから「ライオン橋」の愛称で現在も市民に親しまれている。

(吉田光範)

昨年1月に事務所を移転しています

新しい事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ、とお越しいただきやすくなりました。

新事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号  
JIN・ORIXビル6階

法律部門 TEL 06-6361-3234 FAX 06-6361-0096  
税務部門 TEL 06-6361-3224 FAX 06-6361-0096



- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て、なにわ橋（ライオン橋）を北側に徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

産休中です

弁護士 枝川 直美

平成27年11月12日に第二子となる女の子を出産し、現在産後休業中です。昨年1月に、第一子を出産したのに引き続きお休みを取らせていただき、依頼者の皆さまにはいろいろとご不便をおかけしております。

来年の4月、娘が保育所に入所することができましたら、慣らし保育を終えた後、4月下旬頃に復帰する予定です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

編集後記

国連開発計画（UNDP）が発表した2015年版国民生活の豊かさを示す世界ランキングで日本は昨年よりひとつ順位を下げ20位となったとか。テレビや雑誌では「老後破産」「下流老人」といった言葉をよくみかける。そして消費税増税も目前に迫っている。

来たる年が、誰もが安心して豊かに暮らせる年となることを願わずにはられない。（吉田光範）

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00  
ただし、弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。  
休日＝土・日・祝祭日

当事務所の仕事始めは  
1月8日（金）午前9時からです。

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話が皆様からのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。